

1 適用範囲

本仕様書は、安城市（以下「発注者」という。）が実施する「安城市道路ネットワーク検討業務」（以下、「本業務」という。）に適用し、受注者が順守しなければならない事項を定める。

本業務に適用する共通仕様書は、愛知県建設局発行測量及び設計業務等共通仕様書（以下、「共仕」という。）とする。なお、共仕のうち本業務に必要なき事項は、適用を除外する。

受注者は、「共仕」の他、契約図書、安城市工事施行に関する事務取扱要領、関係諸法規及び本特記仕様書を遵守し、本業務を実施しなければならない。

2 業務目的

本業務は、安城市全体の道路ネットワークについて、現状を把握し課題を明確化するとともに、将来において必要となる道路ネットワークを整理・検討し、市内全域での交通網円滑化のための整備方針を策定するものである。見直しにあたり、都市計画道路等の広域幹線道路に加え、現況道路路線（実力現道）等も対象とするものとし、特に駅周辺の都市部においては、周辺状況を勘案した詳細な交通特性等の把握や原因分析により、駅周辺における将来のまちづくり構想と連動した道路ネットワークの整備方針を検討するものとする。

3 業務内容

（1）現況調査

ア 作業計画

業務の目的、主旨を把握した上で、業務計画書を作成する。

イ 資料収集整理

道路ネットワーク検討のための関連資料のほか、安城市が貸与する過年度資料や市内を通過する構想路線に関する資料等を収集整理するものとする。

ウ 道路交通の特性分析

資料収集整理を通して、本市全域の現況及び道路交通特性を明らかにするとともに、現況道路交通の問題点について整理を行うものとする。また、市内の都市計画道路について、各路線の計画概要、現時点の整備状況、整備に向けた課題等を整理する。

（2）道路ネットワークの検討

以下の整備計画案についての事項を検討するものとする。

ア 都市計画道路等の役割・位置付けの整理

上位計画や関連計画等を基に、本市における将来のまちづくり構想も踏まえ、今後の道路整備の目指すべき姿を整理するとともに、都市計画道路の役割・位置付け、優先整備順序等を整理する。また、必要に応じて、名古屋三河道路、西三河南北道路等の構想路線や、都市計画道路以外の実力現道についても同様に整理する。なお、対象とする路線は、監督員と協議の上決定するものとする。

イ 道路ネットワーク見直し方針（案）の検討

（2）アにて整理した結果を踏まえ、将来道路ネットワークを整理・設定するとともに、道路ネットワークの見直し方針を検討する。

ウ 都市計画道路網見直し方針（素案）の作成

(2) イの見直し方針に基づき、将来のまちづくり等も勘案した道路ネットワーク見直し方針（素案）を作成する。

エ 整備効果及び影響評価

(2) ウにて作成した道路ネットワーク見直し方針（素案）に基づき、将来交通量推計を実施し、見直しによる効果・影響を評価する。なお、将来交通量推計の検討ケースは3ケース程度を想定している。また、推計の実施にあたり、推計精度の確認のため、現況ネットワークを復元し、実際の交通量とのチェックを行うものとする。

オ 道路ネットワーク見直し（案）の作成

(2) エの評価結果を踏まえ、各都市計画道路等の交通量と車線数との整合性、都市計画道路等の見直しの必要性・実現性を定性的・定量的に評価・判断したうえで、道路ネットワークの見直し（案）を作成する。

(3) 打合せ

ア 本業務を実施するにあたり、共仕第1111条に基づき打合せを実施するものとする。

イ 打合せの回数は、着手時のほか、中間時（5回程度）、成果物提出時を想定しているが、監督員が必要と判断した場合は隨時対応するものとする。

4 貸与資料等

- (1) 資料等については、必要に応じて貸与する。返還の指示があった場合及び業務完了時には、ただちに返却すること。
- (2) 貸与した資料は、紛失・破損などしないように取り扱うこと。万一、紛失・破損した場合は、弁償を求めることがある。

5 成果品・報告書

- (1) 本業務における収集資料、作成資料、検討経緯及び結果をわかりやすくまとめた報告書を作成する。なお、報告書のほか、検討経緯や結果等を抜粋した概要版も併せて作成するものとする。詳細なとりまとめ方法については、事前に監督員の承認を得ること。
- (2) 本業務は、電子納品対象業務とするため、「安城市電子納品運用手順書」（以下「手順書」という。）に基づき、対象となる成果品は手順書に基づき作成するものとする。
- (3) 成果物は、電子媒体（CD-R）で2部（報告書の巻末に添付）、報告書（印刷）2部を提出すること。

6 工程管理

受注者は工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議することとする。

7 配置技術者

- (1) 本業務の実施にあたり、共仕第1107条及び1108条に規定する管理技術者及び照査技術者を定め、適切に業務の技術上の管理及び照査を行うものとする。
- (2) 本業務における配置技術者は、「安城市道路ネットワーク検討業務公募型プロポーザル実施要領」（以下、プロポーザル要領という。）の「6 参加表明書等の提出（2）提出書類」

に定める「ウ 業務実施体制図（様式3）」により、受注者が発注者に示した技術者を配置すること。なお、記載していない技術者を追加配置することを妨げるものではない。

- （3）照査技術者は、共仕第1108条に基づき、適切な時期に照査を実施するものとし、照査内容及び照査時期等について、照査計画書に定め、監督員の了承を得ること。

8 基本的事項

- （1）本仕様書に定めのない事項については、別途協議することとする。また、疑義及び本仕様書によりがたい事由が生じた場合も同様とする。
- （2）受注者は、業務上知り得た情報等の外部漏洩、転用等を行わないこと。
- （3）受注者の責に帰すべき理由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合、受注者がその損害を賠償すること。

9 実施期間

契約締結日の翌日から令和7年3月24日まで

10 対象区域

市内一円